

地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員報酬規程等の特例に関する規程

制定 平成20年12月1日 規程第271号
最近改正 平成27年4月1日

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）

第1条の規定による役員（常勤のものに限る）報酬の年額は、平成27年4月から平成30年3月までの各月分に限り、役員報酬規程第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による報酬（以下「減額前報酬」という。）から、次に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 理事長及び理事 役員報酬規程第4条第3項ただし書を適用される者 100分の2.50

(2) 理事長及び理事 (1)以外の者 100分の4.81

第2条 前条の規定にかかわらず、地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員退職手当規程による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、減額前の報酬年額を24で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日より施行する。ただし、第1条については、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。